

勿凝学問 237

いま流行りの給付付き税額控除とスピーナムランド制度というまずい政策

2009年6月18日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

3週間前の講義5月29日の朝刊に、前日に発表された安心社会実現会議の報告書素案のことが書いてあった。そこには優先順位のトップに、給付付き税額控除が置かれていた。ということで、講義のために学校に行きかけの電車のなかで読んだ新聞を機に、その日の話は、スピーナムランド制度の話をするに、方向転換。

スピーナムランド制度とは、1795年にイギリスの小都市スピーナムランドではじめられた救貧制度であり、この制度の顛末を知ることができれば、給付付き税額控除というものは、制度設計をよほど慎重に行わなければ大変ことになることが分かるはずなのである。スピーナムランド制度の話をする際に、スミス、マルサス、リカード、ヘンリー八世、トマス・モア、アン・ブーリン、エリザベス1世、小ピットにナポレオン、それにこの日はルター、カルバン、ヘンリー8世の最初の妻キャサリン・オブ・アラゴンからカスティール女王イサベルと王フェルナンド2世、そしてマルクスの唯物史観とウェーバーのプロ倫における考え方の違いを説明するなどなど、多くの人物が登場し、途中からは「わが命尽きるとも」、「ブーリン家の姉妹」などの映画の話に飛んでいったりしたのであるが、本年度に入って数ヶ月、学生たちは、こうした話についてくることができるようになっていた…ハズ。(本当は、イサベルからファナ、美麗王、ハプスブルグ家、カール五世、ローマ侵略やマキャベリなどの方向に進んでいきかけたのだが、ガマン)

スピーナムランド制度については、実は2005年の秋、わたくしがイギリスに留学していた時期に書いた文章があるので、ここの紹介をしておく。僕は、次のページで紹介する文章を書いた翌日に、ケンブリッジからスピーナムランドに出かけて、1795年の5月に治安判事達が集まって話し合ったペリカン・インを探してみた。しかし、残念ながら、なかった。



2005年10月30日撮影

道行く町の人々は、スピーナムランド制度のことなど誰も知らなかった。仕方ないので、それらしきパブに入ってビールを飲んで帰ってきた。

[肥満訴訟よりは勝ち目があると思う年金未納推奨訴訟——および 9.11 総選挙その後と厚生・共済年金一元化](#)

2005年10月29日脱稿

『医療年金問題の考え方——再分配政策の政治経済学』532-533頁

(本稿での趣旨を明確にするために、

藤澤益夫(1997)『社会保障の発展構造』をもとに2009年6月19日に加筆)

総じて、未納者の存在は、短期的にも長期的にも、年金財政に大きな影響を与えることはない。この状況のなかで、「年金はすでに破綻している」と論じるのも、言論の自由が保障されている社会にあっては確かに自由ではある。こうした自由な社会にあっては、氾濫する情報を評価する能力が要求されることになるのは至極当然のことであり、現在、年金保険料を未納の人たちは、「年金はすでに破綻している」のかどうか、自分で判断すればよし。

もっとも、現在の年金制度をなんとかして批判したい人たちは、現在の未納者が将来の生活保護受給者となることを「予測」して、いま年金の未納を解決しておかないと、将来の生活保護給付費が急増するぞと脅しをかけては、持論、すなわち現行制度批判を補強する傾向があるようにもみえる。はたして本当に彼らの「予測」は当たるのであろうか。この側面、すなわち将来の生活保護受給をあてにして未納を決め込んでいた確信犯が、仮に大量に発生したときに何がおこるのかを予測をする際に、わたくしには、どうしても18世紀末から19世紀にかけてのイギリスの状況が頭をよぎるのである。

スピーナムランド制度から新救貧法へ

1790年代、革命後のフランスとの戦争のさなか、凶作とインフレーションが農村窮乏と社会不安の緊迫を強めた。そこで1795年5月6日水曜日、バークシャー州の治安判事たちは

州南西部の小都市ニューベリー近郊スピーナムランドのペリカン・インで総会を開き、「貧民の現状は、いまひろく行われている扶助の強化を緊切に求めていることを」を確認し、かといって「日雇労働者の賃金を規制して扶助を与える方法（最低賃金制）は、適切でなく…そこで、全州の農業経営者ならびに関係者に対して、雇用する労働者の報酬を食料の原価に釣り合わせて引き上げるよう衷心より勧奨」して、救貧法に一線を画した貧困と低賃金をめぐる斬新な対策の採択を全会一致をもって決議した。具体的には、物価連動制の院外救貧制度である。パンの価格に最低所得を連動させ、働いていても最低所得を下回る家庭には救貧手当が支給された。

パンの価格と世帯の規模に反応するスライド規定を用意して、救貧区=教区 the parish が最低生活費の不足分を弾力的に補うスピーナムランド制度は、妙案と受け止められて歓迎され、翌 96 年には司法の裏付けを得て〈パークシャー・パン法 Berkshire Bread Act〉のあだ名をもって各地に広がっていった。ときの首相小ピットは、「この制度は、大家族を励ましても苦しめるところなく、したがって、おのが労働によって生活を支えうる者と、大勢の子どもを育ててこの国の力を増しているのも、その扶養にあたって扶助をあおぐ資格のある者とをきっぱり識別する一線を引こうとするものである」と礼賛した。

ところが、現実の機能をみれば、善意と誠意に発した立案者たちの主観的意図はまったく外れて、いたずらに救貧地方税を膨張させてしまい、さらには企業側からは単なる賃金補助と受け止められて低賃金を温存し、労働移動をはばみ、自立心をむしばんで、労使間にあった細々とした紐帯をも断ち切ってしまった。なぜならば、支払い賃金率がどれほど生存費水準を割り込んでも、救貧法の差額補給を予定できる以上、実態は、雇用数の多い大規模農業経営者の賃金費用を軽減するための補助制度に墮したし、難なく利用できる救貧扶助をあてにして、労務費削減を図り、気候不順のさいには仮借無く労働者を放り出し、当時の一貧民の実感を込めた痛切な慨嘆をもってすれば「貯蔵穴のじゃがいものように要るときだけ取り出す」不安定雇用慣行すら瀰漫させてゆき、その一方では、小規模・零細経営者はその利得にあずかることなく重い救貧税負担に苦しめられた。労働者もまた、稼得の少ないほど教区の扶助が多くなるので働く意欲を失い、教区=土地に縛り付けたのである。

さて、善意が裏切られたとき、納税者たちはどう動くか。

スピーナムランド制度が誕生して 39 年後の 1834 年にこの制度を廃止して、保護される者は自立して生きる労働者の最下層の生活よりも劣るべきとする「劣等処遇原則(the principle of less-eligibility)」、労役場(the working house)のなかだけでしか貧民に対処しないとする「院外非救済原則(the principle of prohibition of out-door relief)」を徹底させた——スピーナムランド制度以前の救貧法よりも厳しい——新救貧法が誕生する。ちなみに旧救貧法では、劣等処遇原則は明確に意識されていなかったし、1780 年代からは旧救貧法では院外非救済の原則は緩和されてきていた。

福祉国家における費用負担者たちの善意と誠意が、受給者をはじめとした恩恵を受ける人たちに悪用されて彼らの墮落を生むという事態を、聖書に登場する慈悲深いサマリア人を引き合いに出して、サマリタン・ジレンマと呼んだのは、公共選択論の創始者ブキャナンである。ブキャナンの話は、このジレンマの指摘に留まるのであるが、歴史はそこで終わらない。

善意と誠意に満ちたスピーナムランド制度を作った社会は、サマリタン・ジレンマに直面するなか、ロバート・マルサスに『人口論』を上梓させてく補助金によって増大する人口を猛攻撃させた。『人口論』は初版以来広範囲に支持されて、いわゆる<conservative 保守>という思想構築のバイブルとなる。そして保守思想の確立・蔓延を受けて、トーリーが 1832 年に保守党へと改称するなか、イギリス社会は慈悲深いサマリア人であることを捨てたのである。その結果、貧民は、徹底的に劣等処遇される環境に置かれることになった。イギリスにおいて、この新救貧法下での貧民への劣等処遇、強制労働の状況が大きく改善されるのは、20 世紀に入って、「自助の強制」を図った社会保険の登場を待たねばならなかった。

なお、スピーナムランド制度を詳しく調べたカール・ポラニーは『大転換』のなかで、<市場>に対する<社会>の最後の防衛が挫折する、時代を画した大きな出来事として、スピーナムランド制度を取り扱うことになり、この制度の後につづく新救貧法の時代に生きたエンゲルスは、「プロレタリアートに対するブルジョワジーのもっとも公然たる宣戦布告は、マルサスの『人口論』と、それからうまれた新救貧法とである」と糾弾して悔しがる。

ちなみに、講義の中で話をしたように、リカードが 1817 年に上梓した『経済学及び課税の原理』の中で次のように厳しく論難した救貧法とは、当時のスピーナムランド制度である。

他の全ての契約と同様に、賃金は市場の公正で自由な競争に任せるべきであり、決して立法府の干渉によって統制されるべきではない。救貧法には、明瞭かつ直接に、この明白な原理とは正反対に作用する傾向がある。その傾向は、立法府が慈悲深く意図したように、貧民の境遇を改善するのではなく、貧民と金持ちと双方の境遇を悪化するものである。救貧法は貧民を富ませる代わりに、金持ちを貧しくするように作られている。

困ったことに、リカードの論の時代性が忘れ去られて、彼の労働市場に対する上記、赤字の箇所だけが、経済学の中では古典派、新古典派に引き継がれてってしまったわけである。シュンペーターによる「リカードはなんら哲学を持っていなかった」という酷評は、リカードが、彼を継ぐ正統派経済学者に与えた影響、それが社会、特にマルクスがみた労働者の悲惨な生活に与えた影響を考えれば分からないでもないけど、まあ、僕としてはリカードに少し同情したくもなる・・・というのも、リカードの目の前にあったスピー

ナムランド制度は明らかにまずい政策だったからである。そしてそれに近い性質をもつようにも見える給付き税額控除は、よほど慎重に制度設計をしないと危ないなということなども、通称、「社会保障論」という講義の中で話したことである。